

官施第1476号
18.3.2

長官官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
契約本部
防衛施設庁長官

衛生担当防衛参事官

建築物における吹付けアスベスト等の分析調査状況について（通知）

標記について、官施第8755号（17.11.18）及び官施第9628号（17.12.22）により通知していたところであるが、平成18年2月24日現在の状況を別添のとおり通知する。

吹付けアスベスト等の使用が認められた建築物については、早急に除去等の措置を講じる予定であるが、アスベストが室内に露出している建築物については、除去等の措置が完了するまでの間、原則、当該箇所への立入りを禁止し、やむを得ず立ち入る場合には呼吸用保護具等の着用を義務付け、隊員の健康被害防止を図られたい。

当該情報は、隊員やその家族などに対して提供するとともに、防衛医科大学校及び各自衛隊病院に設置しているアスベスト相談窓口や医務室を活用して健康不安の解消に努めるなど、隊員等の健康管理へ適切に対応するよう再度周知徹底されたい。

なお、アスベスト含有量が分析調査中の建築物については、その結果が判明次第連絡する。

関連文書：官施第8755号（17.11.18）

官施第9628号（17.12.22）

添付書類：吹付けアスベスト等の分析調査状況（平成18年2月24日現在）